

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 101 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(輸入取引の意義及び取扱い)</p> <p>4 1 法第 4 条に規定する「輸入取引」の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 「輸入取引」とは、<u>現実</u>に貨物が輸入されることとなった取引であって、<u>当該貨物を外国から本邦へ引き取ることを目的として行われた売買をいう。</u></p> <p><u>したがって、現実</u>に貨物が輸入されることとなった取引が当該貨物を外国から本邦へ引き取ることを目的として行われた売買以外のものである場合には、<u>当該貨物は輸入取引によらない輸入貨物に該当し、法第 4 条の 2 以下の規定により課税価格を計算することとなる（後記 4-1 の 2（課税価格の決定の原則により課税価格を決定することができない輸入貨物）(1)参照）。</u>ただし、加工賃方式による逆委託加工貿易取引により外国において加工された貨物が<u>当該逆委託加工貿易取引により現実</u>に輸入されることとなった場合には、加工賃を対価として委託者（買手）と受託者（売手）との間で<u>当該貨物の売買が行われたものとみなし、当該逆委託加工貿易取引を輸入取引として取り扱うものとする。</u></p> <p>(2) <u>貨物が輸入されるまでに当該貨物について複数の売買が行われている</u>次のような場合は、それぞれ以下のとおり取り扱うものとする。</p> <p>イ <u>貨物を外国から本邦へ引き取る目的で複数の売買が行われた場合には、現実</u>に当該貨物が輸入されることとなった売買が輸入取引となる。</p> <p>例えば、次のような場合には、それぞれに定めるところによる。</p> <p>(イ) 外国の卸売業者と本邦の居住者（以下(イ)において「甲」という。）との間で貨物を外国から本邦へ引き取ることを目的とした売買契約が締結された後、甲と本邦の甲以外の居住者（以下(イ)において「乙」という。）との間で当該貨物の売買契約が締結され、甲の指示により、当該貨物が当該卸売業者から本邦の乙へ向けて輸出され、乙により輸入された場合は、<u>当該貨物は甲と乙との間の売買により現実</u>に輸入されることとなったものであることから、甲と乙との間の売買が輸入取引となる。</p> | <p>(輸入取引の意義及び取扱い)</p> <p>4 1 法第 4 条(<u>課税価格の決定の原則</u>)に規定する「輸入取引」の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 「輸入取引」とは、<u>原則として、貨物を外国から本邦に向けて輸出することを目的として行われたときの売買をいい、当該売買は、通常、輸出国（又は第三国）の者と本邦に居住する者との間又は本邦に居住する者の間で行われるものであるが、外国から本邦への当該貨物の輸出を現実にもたらした売買であることを要する。</u></p> <p>なお、加工賃方式による逆委託加工貿易取引により外国において加工された貨物が輸入される場合には、加工賃を対価として<u>当該貨物の売買が委託者（買手）と受託者（売手）との間で行われたものとみなし、当該取引を輸入取引とする。</u></p> <p>(2) <u>輸入貨物について複数の売買が行われている</u>次のような場合は、それぞれ以下のとおり取り扱うものとする。</p> <p>イ <u>貨物が外国から本邦へ輸出される前に当該貨物を本邦へ向けて輸出する目的で複数の売買が行われた場合には、当該貨物の本邦への輸出を現実にもたらすこととなった売買を輸入取引とする。</u></p> <p>例えば、次のような場合には、それぞれに定めるところによる。</p> <p>(イ) 外国の卸売業者と本邦の居住者（以下(イ)において「甲」という。）との間で貨物を外国から本邦へ向けて輸出することを目的とした売買契約が締結された後、甲と本邦の甲以外の居住者（以下(イ)において「乙」という。）との間で当該貨物の売買契約が締結され、甲の指示により、当該貨物が当該卸売業者から本邦へ向けて乙を荷受人として輸出された場合は、<u>当該貨物の本邦への輸出は甲と乙との間の売買により現実にもたらされたものであることから、甲と乙との間の売買が輸入取引となる。</u></p> |

新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(ロ) <u>外国の卸売業者と本邦の居住者との間で貨物を当該外国から本邦へ引き取ることを目的とした売買契約が締結された後、当該契約を履行するために当該卸売業者と当該外国又は第三国の生産者との間で当該貨物の売買契約が締結され、当該生産者から本邦の居住者に向けて輸出された当該貨物が当該本邦の居住者により輸入された場合は、当該貨物は当該卸売業者と本邦の居住者との間の売買により現実に輸入されることとなったものであることから、当該卸売業者と本邦の居住者との間の売買が輸入取引となる。</u></p> <p>(ハ) <u>売買に基づいて外国から本邦又は第三国へ向けて輸出された貨物が、本邦又は当該第三国への運送途上において、当該売買の買手と本邦の第三者との間で本邦へ引き取ることを目的として売買契約が締結され、当該第三者により本邦に輸入された場合は、当該貨物は当該第三者を買手とする売買により現実に輸入されることとなったものであることから、当該第三者を買手とする売買が輸入取引となる。</u></p> <p>ロ 外国から本邦へ引き取ることを目的として行われた売買に基づいて本邦へ到着した貨物が本邦到着後又は保税地域に蔵置中に転売されて輸入される場合には、当該転売は国内取引とし、<u>現実に当該貨物を本邦へ到着させた売買を輸入取引とする。</u></p> | <p>(ロ) 外国の卸売業者と本邦の居住者との間で貨物を当該外国から本邦に向けて輸出することを目的とした売買契約が締結された後、当該契約を履行するために当該卸売業者と当該外国又は第三国の生産者との間で当該貨物の売買契約が締結され、<u>当該貨物が当該生産者から本邦に向けて輸出された場合は、当該卸売業者と当該生産者との間の売買は当該卸売業者と本邦の居住者との間の売買から派生したものに過ぎず、当該貨物の本邦への輸出は当該卸売業者と本邦の居住者との間の売買により現実にもたらされたものであることから、当該卸売業者と本邦の居住者との間の売買が輸入取引となる。</u></p> <p>ロ 外国から本邦又は第三国へ輸出することを目的として行われた売買に基づいて外国から輸出された貨物が、本邦又は当該第三国への運送途上において、当該売買の買手と本邦の第三者との間で売買され、当該第三者により本邦に輸入される<u>場合には、当該第三者を買手とする売買を輸入取引とする。</u></p> <p>ハ 外国から本邦へ輸出することを目的として行われた売買に基づいて本邦へ到着した貨物が本邦到着後又は保税地域に蔵置中に転売されて輸入される場合には、当該転売は国内取引とし、<u>当該貨物の本邦への到着をもたらずこととなった売買を輸入取引とする。</u></p> |